

「各国の AEO 制度および相互承認のベネフィット」に関する
委託先の公募について

平成 24 年 10 月 5 日
日本機械輸出組合

1. 調査の背景

国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるために実施すべき方策が基準としてまとめられたガイドラインである「基準の枠組み」が 2005 年 6 月に採択され、その後、安全管理と法令順守の体制が整備された事業者(AEO:認定事業者)に関するガイドラインが追加されて以降、各国は AEO 制度の導入を進めるとともに、海外政府との相互承認を積極的に推進しています。

我が国も 2006 年に輸出者 AEO である特定委託申告制度の導入を皮切りに、段階的に AEO 制度の整備を進めており、本年 9 月 10 日時点で、わが国の全 AEO 事業者は約 490 者にも上っており、既にアメリカ、EU 等、6 つの相互承認協定を締結しています。

AEO および AEO 相互承認は、貨物の審査検査の簡素化を始めとする税関手続きの軽減等がベネフィットとして上げられていますが、産業界からは管理要件を満たすための企業努力に見合う、更なるベネフィットを要望する声が上がりに始めています。

当組合では、欧米を中心とする各国の AEO 制度、相互承認の現状および荷主企業の要望をまとめ、わが国の荷主企業からみて望ましい AEO 制度等の調査業務を委託することといたしました。

受託者には、AEO 制度、通関実務に精通した方への委託を考えています。

2. 調査内容

各国の AEO 制度および相互承認のベネフィット

- (1) 欧米を中心とする各国の AEO 制度とベネフィット
- (2) 欧米を中心とする各国の AEO 相互承認とベネフィット
- (3) 我が国の荷主企業の要望(アンケート等)
- (4) AEO 制度および相互承認のベネフィット強化に向けた各国の動き
- (5) AEO 制度および相互承認のベネフィット強化に向けた我が国の動き

3. 審査基準

- (1) 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
(我が国および海外の AEO 制度)
- (2) 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること
- (3) 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- (4) 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- (1) 委託金額 : 上限 200 万円(消費税含む)
- (2) 契約期間 : 契約締結日から平成 23 年 2 月 28 日まで
- (3) 提出物 : 報告書 及び 関係資料(基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- (1) 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していることとし、特に我が国および海外のAEO制度に精通していること。
- (2) 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しかつ十分な管理能力を有していること。
- (3) 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 24 年 10 月 5 日(金)～同年 10 月 11 日(木) (期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料と共に E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。

なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 24 年 10 月 31 日(予定)までに、当組合ホームページで公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室-

担当: 部会・貿易業務グループ 担当者 名前: 多田

E メール: (bukai@jmcti.or.jp)

TEL: 03-3431-9800

FAX: 03-3436-6455

以上